経済産業省

輸入事業者の明確化のための凡例集

令和７年12月19日

経済産業省 産業保安・安全グループ

製品安全課

はじめに

- 製品安全４法は、危害発生の恐れがある製品（PSマーク対象製品）を指定し、製造・輸入事業者に対して国が定めた技術基準に適合することを義務づけている。
- 近年、インターネット取引の拡大に伴い、海外の事業者が取引デジタルプラットフォーム提供者が提供する取引デジタルプラットフォーム*1を通じて国内の消費者に対して直接製品を販売する形態が登場するようになったが、そのような場合において、製品の安全性に関して一義的な責務を果たすべき製造・輸入事業者が国内に存在しない場合があるといった課題が生じていた。
- このため、2024年製品安全４法の改正により、輸入する行為には「外国にある者が外国から日本国内に他人をして持ち込ませ、一般消費者に引き取らせる行為*2」が含まれるものとし、海外事業者が取引デジタルプラットフォーム等を活用して国内の輸入事業者を介さず、直接国内の消費者に製品を販売する場合に、当該海外事業者を特定輸入事業者として規制の対象とすることを明確化した。
- 近年見られる様々な流通形態を踏まえ、製品安全４法に基づく規制対象者（すなわち届出を行うべき事業者）を明確にすることで、海外から直接国内の消費者に販売される製品の安全確保を図っていくべく、本凡例集を作成した。

製品安全４法上の「輸入」とは

輸入に係る一連の手続（通関（製品を外国から日本国内に引き取る行為）や売買関係の手続き）の完了をもって、輸入行為が完了したものとみなされます。
なお、個人輸入及び輸入代行は、「輸入」に含まれません。

*1 本資料において、取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）とは、インターネットモールやインターネットオークションなどのような、インターネット上で消費者向けに製品を販売する取引の場（プラットフォーム）を想定。なお、運営事業者が海外に所在する場合にも本法は域外適用される。
*2 海外事業者が取引デジタルプラットフォーム（取引DPF）等を活用して、配送業者等の第三者の行為を利用することで日本国内に持ち込むこと。

事例①　国内の輸入事業者が存在

海外事業者が国内の輸入事業者に製品を販売・配送する。当該輸入事業者が消費者に製品を販売・配送する。

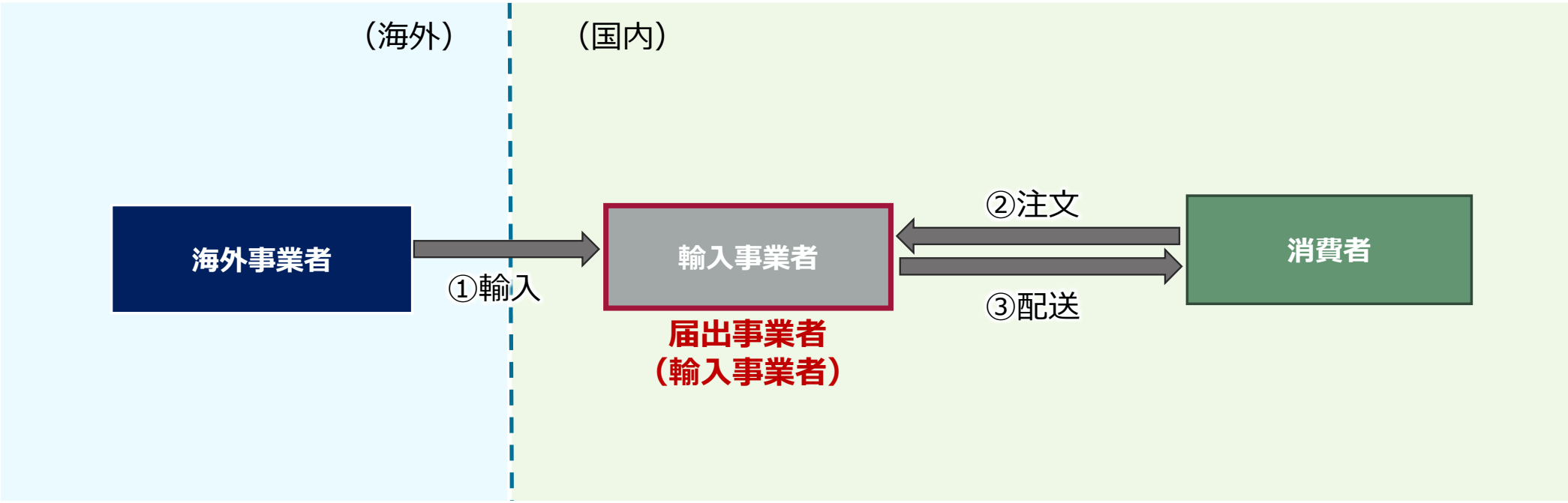

輸入事業者が**規制対象事業者（届出事業者）**となる。

事例②　国内事業者・取引DPF利用・海外から直送

国内事業者が取引デジタルプラットフォームを通じて消費者から注文を受けた後、国内事業者が海外事業者と売買取引を行い、海外事業者が直接消費者に製品を配送（直送）する。

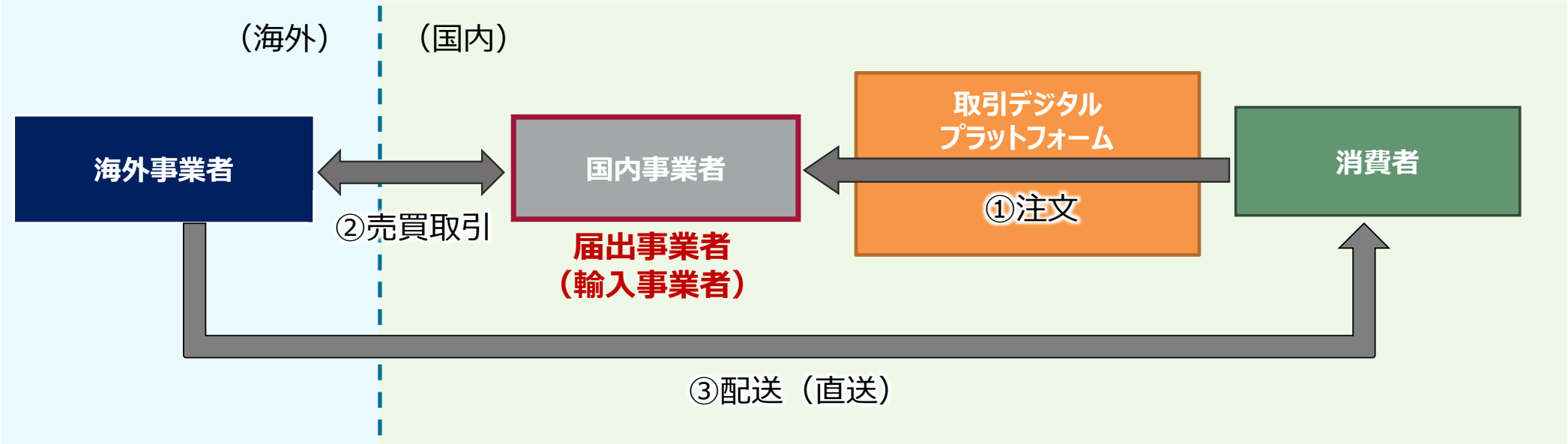

（国内事業者が取引デジタルプラットフォームへの出品者）

国内事業者が**規制対象事業者（届出事業者）**となる。

事例③　取引DPF・FS利用

海外事業者が、国内の倉庫物流サービス（フルフィルメントサービスとも呼ばれる。以下、「FS（※）」という。）を利用して、取引デジタルプラットフォーム（※）を通じて直接消費者に製品を販売・配送する。

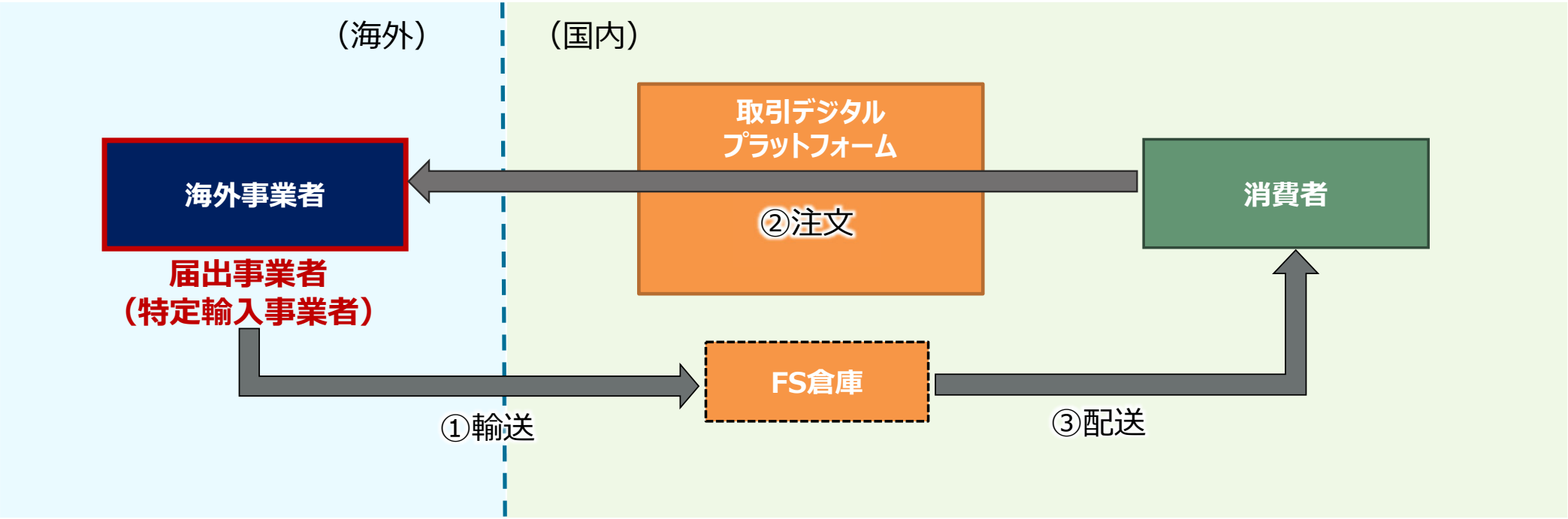

（海外事業者が取引デジタルプラットフォームへの出品者）

海外事業者が**規制対象事業者（届出事業者）**となる。

※本資料において、FSとは、国内外の事業者から受領した製品を、運送会社等が日本国内の倉庫で保管し、消費者からの注文に応じて配送するサービスを指す。

事例④　取引DPF利用・直送

海外事業者が取引デジタルプラットフォームを通じて直接消費者に製品を販売・配送（直送）する。

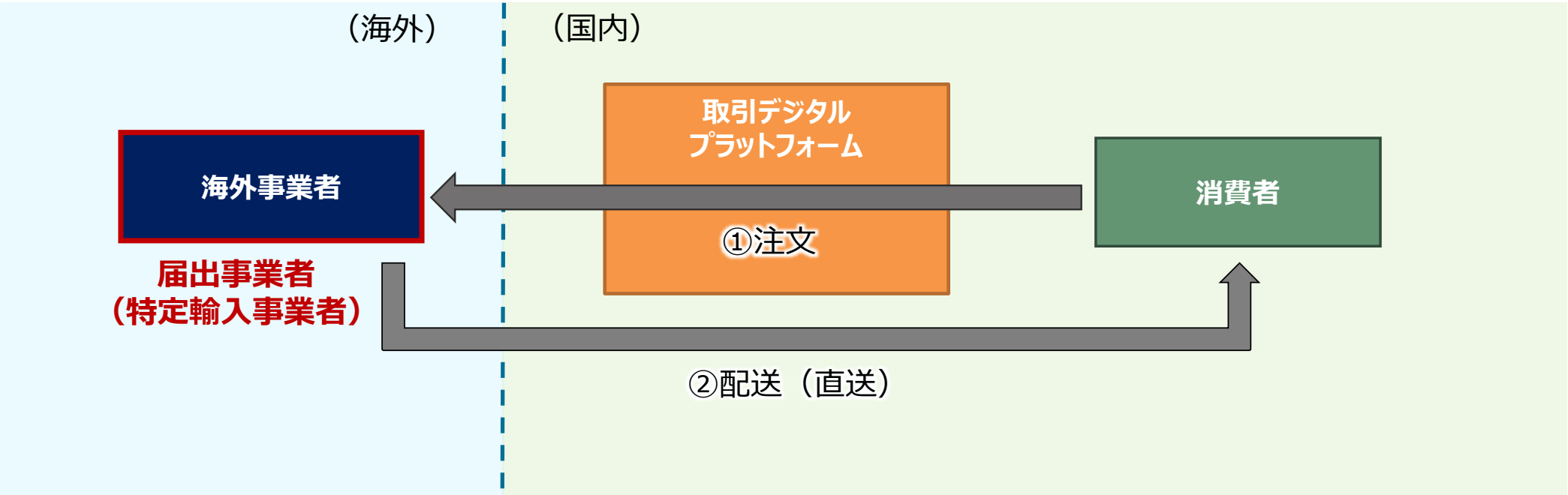

（海外事業者が取引デジタルプラットフォームへの出品者）

海外事業者が**規制対象事業者（届出事業者）**となる。

事例⑤　海外事業者自社サイト（日本向け）・直送

海外事業者が自社サイト（日本向け（※））を構築して、直接消費者に製品を販売・配送（直送）する。

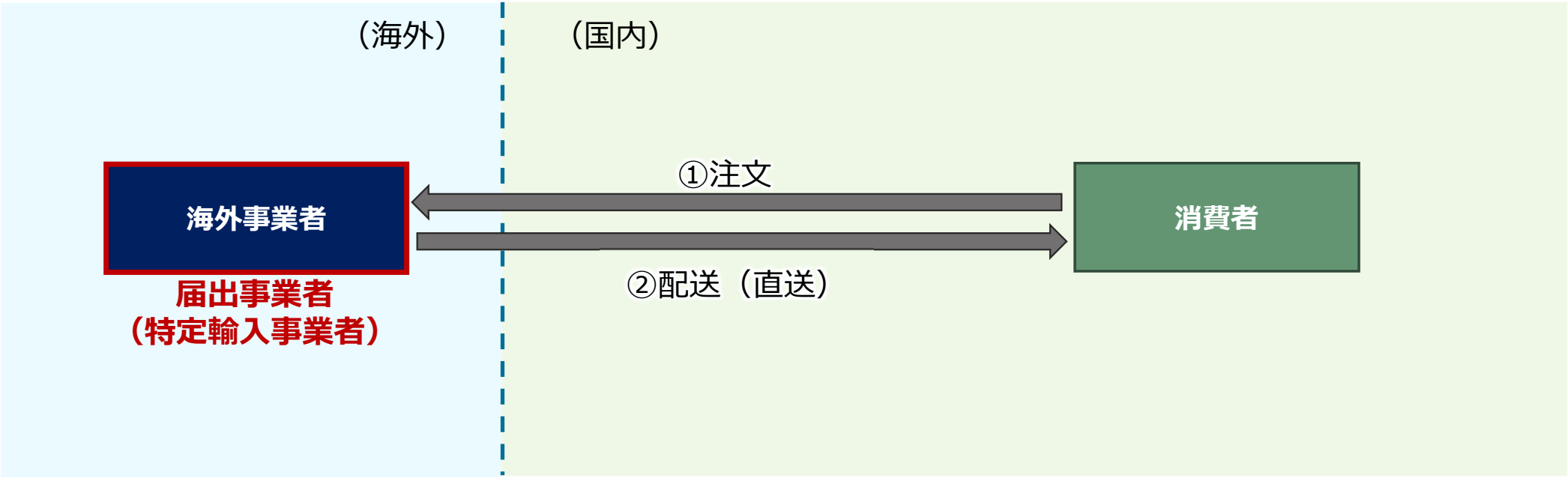

海外事業者が**規制対象事業者（届出事業者）**となる。

※日本語で記述されたウェブサイトであるか、日本への配送方法を確保しているか、日本円での価格表記があるかなど、様々な要素を総合的に勘案して判断する。

事例⑥　海外事業者自社サイト（日本向け）・FS利用

海外事業者が自社サイト（日本向け（※））を構築し、FSを利用して、直接消費者に製品を販売・配送する。

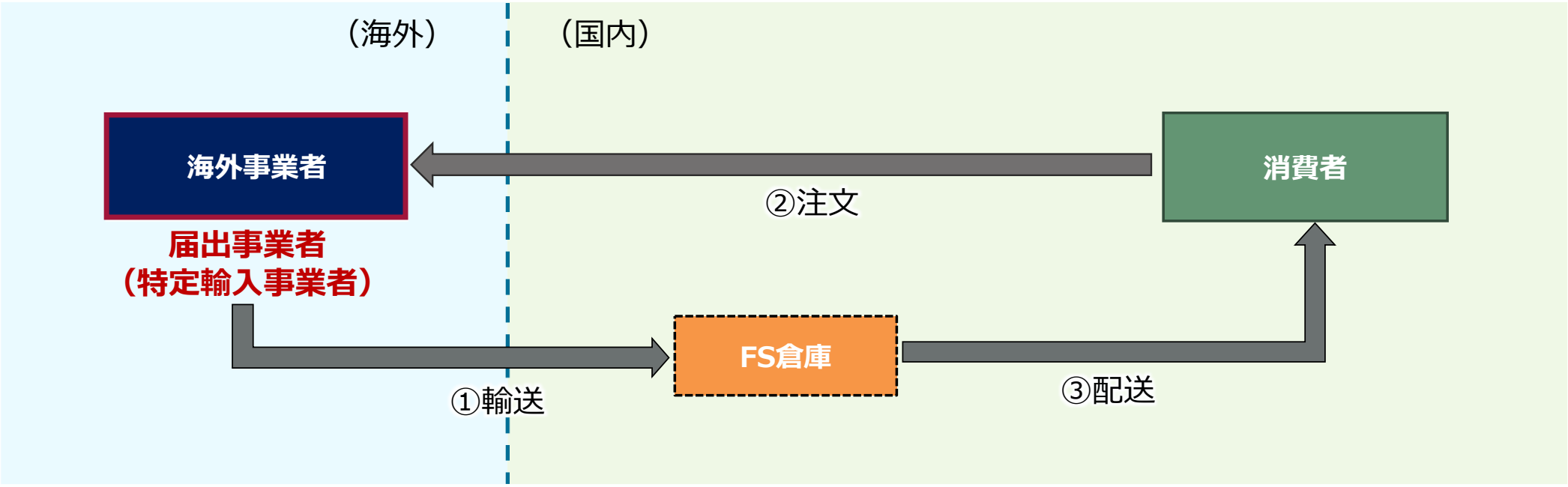

海外事業者が**規制対象事業者（届出事業者）**となる。

※日本語で記述されたウェブサイトであるか、日本への配送方法を確保しているか、日本円での価格表記があるかなど、様々な要素を総合的に勘案して判断する。

事例⑦　国内事業者・FS・取引DPF利用

海外事業者がFSを利用して、国内消費者に販売することを目的としてFS倉庫に他人をして持ち込ませた後、国内事業者と売買取引を行う。その後国内事業者は、当該FS倉庫にある製品を取引デジタルプラットフォームを通じて消費者に販売する。

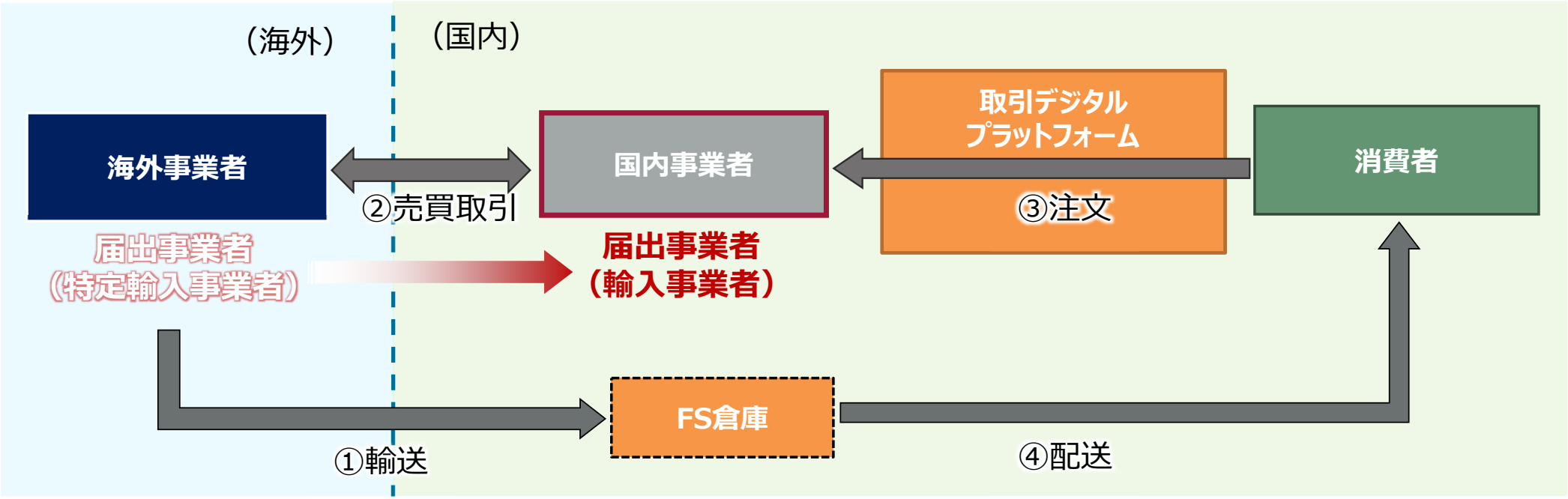

（国内事業者が取引デジタルプラットフォームへの出品者）

国内事業者が**規制対象事業者（届出事業者）**となる。

①の時点では、海外事業者が届出事業者になるが、②の売買取引によって国内事業者が輸入事業者として届出を行い、規制対象事業者となる。それに伴い、製品に表示する届出事業者名を国内事業者名にしなければならない。

事例⑧　国内事業者・FS・取引DPF利用

海外事業者がFSを利用して、国内消費者に販売することを目的としてFS倉庫に他人をして持ち込ませた後、取引デジタルプラットフォームを通じて国内事業者との売買取引を行う。その後国内事業者は、当該FS倉庫にある製品を消費者に販売する。

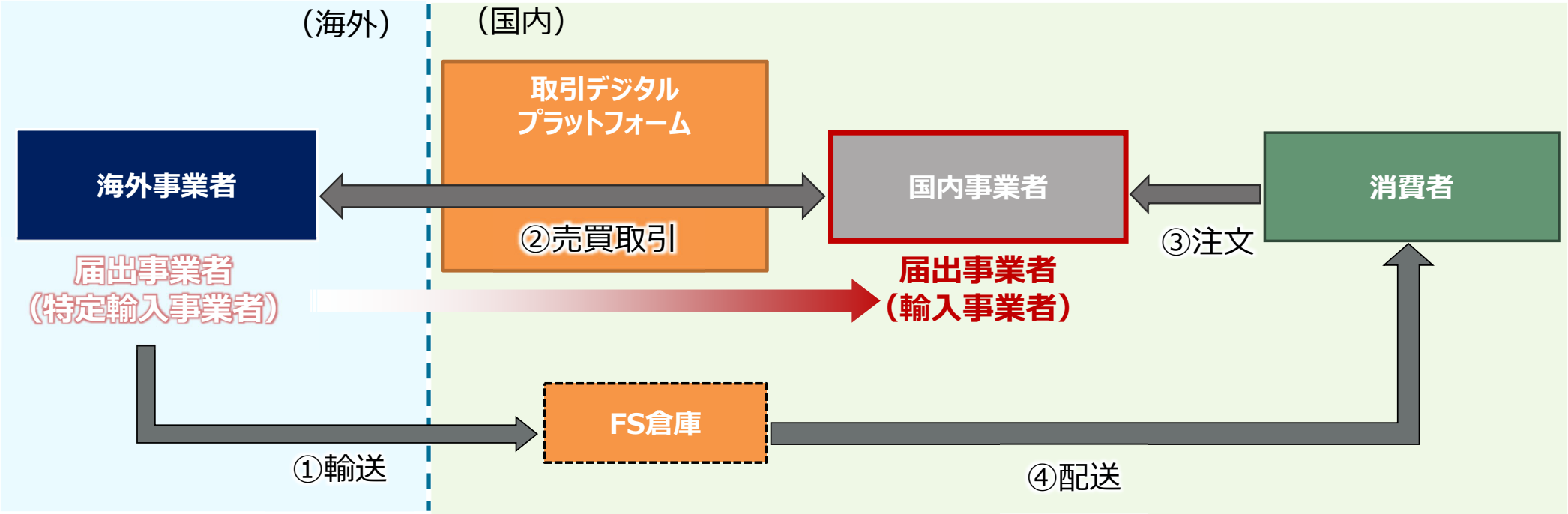

（海外事業者が取引デジタルプラットフォーム提供者への出品者）

国内事業者が**規制対象事業者（届出事業者）**となる。

①の時点では、海外事業者が届出事業者になるが、②の売買取引によって国内事業者が輸入事業者として届出を行い、規制対象事業者となる。それに伴い、製品に表示する届出事業者名を国内事業者名にしなければならない。

事例⑨　国内事業者・FS ・取引DPF利用

海外事業者がFSを利用して、国内消費者に販売することを目的としてFS倉庫に他人をして持ち込ませた後、国内事業者aと売買取引を行う。国内事業者aは、取引デジタルプラットフォームXを通じて、国内事業者bとの売買取引を行う。その後国内事業者bは、当該FS倉庫にある製品を取引デジタルプラットフォームYを通じて消費者に販売する。

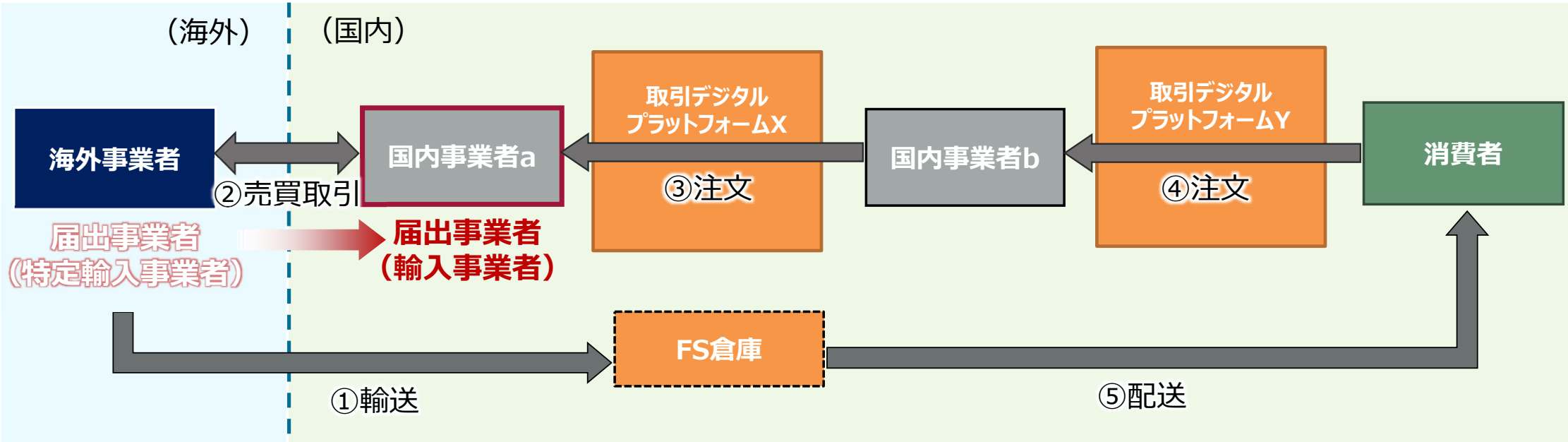

（国内事業者a及び国内事業者bが取引デジタルプラットフォームへの出品者）

国内事業者aが規制対象事業者（届出事業者）となる。

※①の時点では、海外事業者が届出事業者になるが、②の売買取引によって国内事業者aが輸入事業者として届出を行い、規制対象事業者となる 。
それに伴い、製品に表示する届出事業者名を国内事業者名（国内事業者a）にしなければならない。

事例⑩　海外事業者間売買・FS・取引DPF利用

海外事業者AがFSを利用して、国内消費者に販売することを目的としてFS倉庫に他人をして持ち込ませた後、海外事業者Bと売買取引を行う。その後海外事業者Bは、当該FS倉庫にある製品を取引デジタルプラットフォームを通じて消費者に販売する。

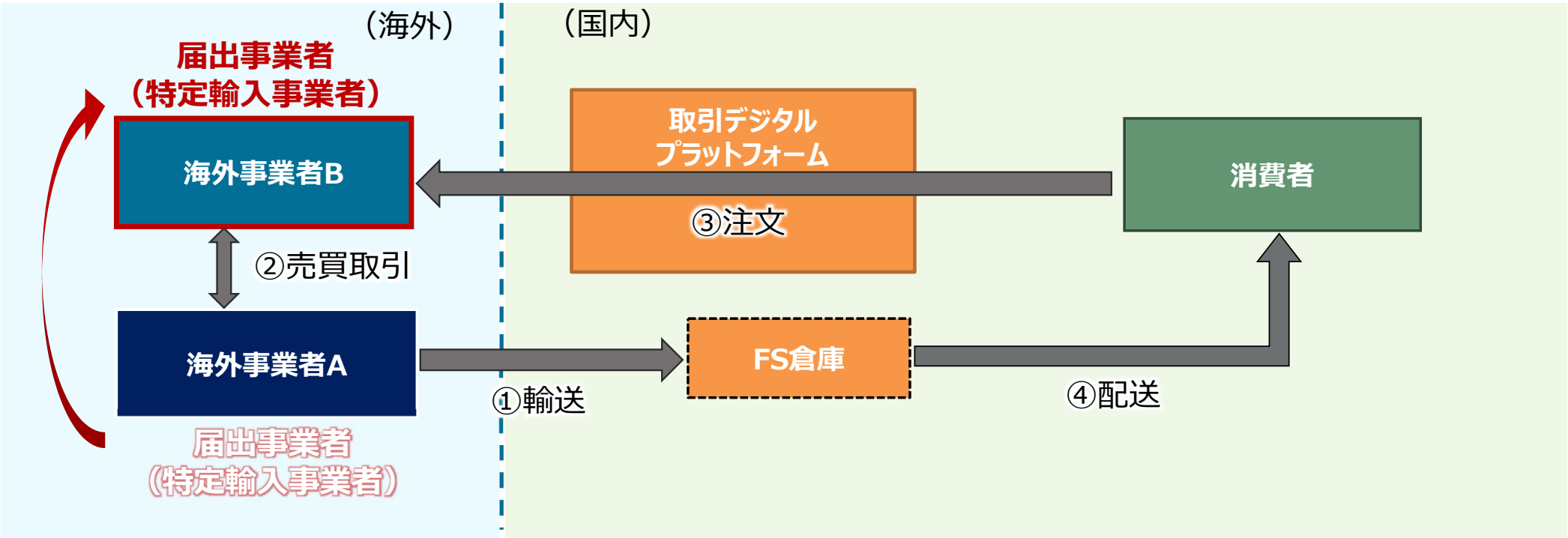

（海外事業者Bが取引デジタルプラットフォームへの出品者）

海外事業者Bが消費者に直接販売するため、**海外事業者Bが規制対象者（届出事業者）**となる。

①の時点では、海外事業者Aが届出事業者になるが、②の売買取引によって海外事業者Bが特定輸入事業者として届出を行い、規制対象事業者となる。それに伴い、製品に表示する届出事業者名を海外事業者名（海外事業者B）にしなければならない。

事例⑪　国内事業者・取引DPF利用・海外から直送

国内事業者が取引デジタルプラットフォームを通じて、直接消費者に、海外倉庫業者から製品を販売・配送（直送）する。

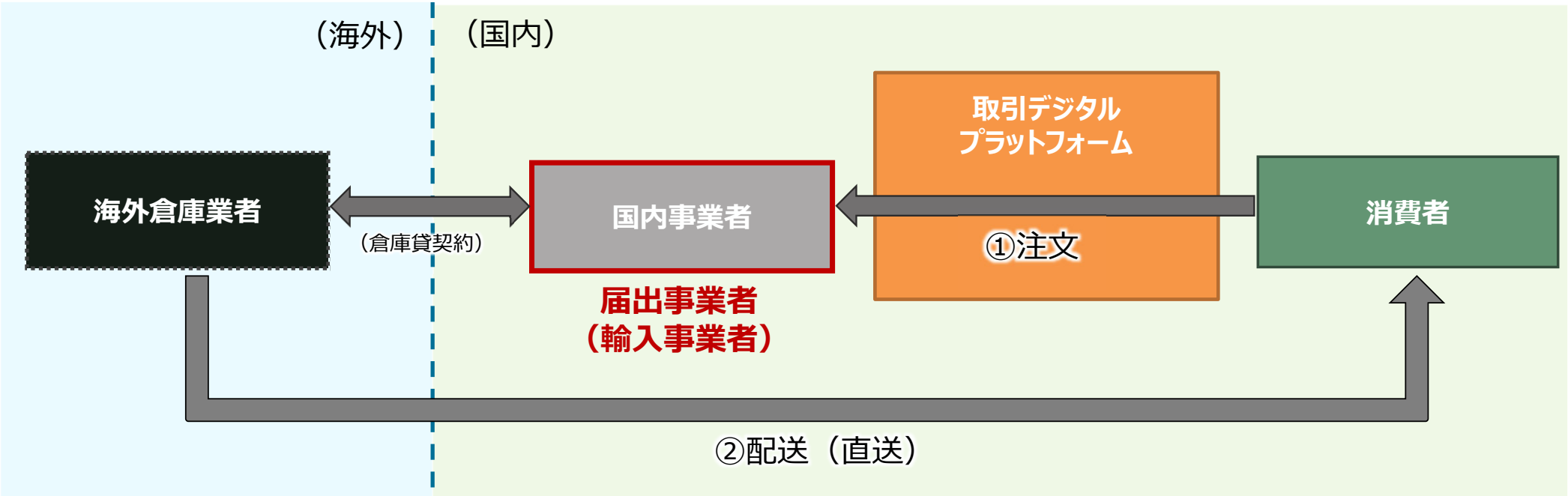

（国内事業者が取引デジタルプラットフォームへの出品者）

国内事業者が**規制対象事業者（届出事業者）**となる。

注：国内事業者が所有する製品が海外にある倉庫業者に保管されているケース